

平成27年度

随時監査結果報告

平成27年度の随時監査として、「市が補助金等を交付している団体などを監査する財政援助団体等監査」、「公の施設の管理に関する指定管理者監査」を実施しました。その結果を2月22日に市長と市議会へ報告しましたので、概要をお知らせします。



亀山市監査委員 渡部 満
同 西川 憲行
同 匹田 哲

財政援助団体等監査

監査実施日 平成27年11月25日、26日、30日

監査対象期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

監査対象

対象団体	所管室
亀山市土地開発公社	建設部 用地管理室
社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	健康福祉部 地域福祉室
公益社団法人 亀山市シルバー人材センター	健康福祉部 高齢障がい支援室
公益財団法人 亀山市地域社会振興会	企画総務部 企画政策室

監査の方針 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施

監査の結果 おおむね適正に処理されていた。

指摘事項

●**亀山市土地開発公社**

(建設部用地管理室 [所管室])

重要事案を书面決議で処理している事例が見受けられた。当公社定款の規定に基づき、事務処理を適正に行われたい。

●**社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会**

(健康福祉部地域福祉室 [所管室])

重要事案を书面決議で処理している事例が見受けられた。当協議会定款の規定に基づき、事務処理を適正に行われたい。

指定管理者監査

監査実施日 平成28年1月7日、15日

監査対象期間

平成27年4月1日～11月30日

監査対象

対象団体	所管室
天神・和賀地区コミュニティ	市民文化部 地域づくり支援室
野村地区まちづくり協議会	
野登地区まちづくり協議会	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
井田川小学校区学童保育所 くれよんくらぶ運営委員会	
亀山地区労働者福祉協議会	環境産業部 商工業振興室

監査の方針 管理に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施

監査の結果 おおむね適正に処理されていた。

指摘事項

●**市民文化部 地域づくり支援室 (所管室)**

地区コミュニティセンターの管理に関する年度協定書第4条では「…甲は、当該請求書を受領してから14日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする」と定めているが、14日を超えている事例が見受けられた。協定事項を順守されたい。

●**健康福祉部 子ども総合センター**

子ども家庭室 (所管室)

基本協定第23条では、甲(市)の費用で施設に係る備品を購入することとしているが、乙(指定管理者)の費用で備品を購入している事例が見受けられた。施設の現状把握を行うとともに、協定事項を順守されたい。

●**環境産業部商工業振興室 (所管室)**

亀山市勤労文化会館の管理に関する年度協定書第4条では「…甲は、当該請求書を受領してから14日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする」と定めているが、14日を超えている事例が見受けられた。協定事項を順守されたい。

問合せ先 監査委員事務局 (☎84-5051)